

最上川上流における水運の一考察

鈴木 勲

一

最上川水運の研究は、近年著しい成果を収め、商品流通の発達と輸送手段の変化および湊町酒田・大石田河岸の経済構造と機能が、かなり明確に把握されるようになった⁽¹⁾。

しかしながら、古来より最上川流域に集落を形成し、最上川水運と密接に結合しつつ生活を営んできた幾多の小村が、如何なる形で最上川水運とかかわりを保ってきたか、未だ実証的に充分究明されているとはいえないように思う⁽²⁾。中でも、多くの難所を抱え米沢藩の蔵米や蔵苧の川下げを困難にした五百川峡谷一帯は、史料制的制約が多く、米沢藩の専用水路「松川」とみなされ、あたかも最上川水運定法上、その埒外に位置していたかの感さえあり、不明確なまま今日を迎えている。

最上川を利用した米沢藩の蔵米や蔵苧の川下げは、近世中期以降における商品流通の発達と、それによってもたらされた領主財政の窮乏打開の意図から生み出されたものであるが、これが「松川」沿いの五百川農民と最上川水運に及ぼ

した影響は、大きかったのではないかと想像される⁽⁵⁾。

したがって、この小稿では、以上のことを念頭において、米沢藩の松川通最上川水運利用の変遷と、それが五百川農民に与えた影響を、可能な限り実証的に考察したいと思う。

(注)

- (1) 工藤定雄氏「近世中期湊町商人の一研究―酒田本間家の場合を中心に―」（『山形大学紀要』人文科学第五巻第四号）、横山昭男氏「近世中期における最上川水運の一考察―寛政四年幕府直営大石田川舟役所の設置を中心として―」（『歴史の研究』第一〇号）、梅津保一氏「近世後期における最上川水運の諸問題」（『山形県の考古と歴史』所収）等を代表的なものとしてあげることができる。
- (2) 長井政太郎氏の労作「最上川の曳船聚落」（『地理学』第三巻第一〇号）、「最上川の舟着場」（『交通文化』一〇・一六・一八号）を忘れることができない。
- (3) 最上川の左沢より上流は、近世史料において「松川」と称されていた。例えば「最上左沢桜之瀬より畔滝迄松川舟道（下略）」（天保六年海野権四郎家文書）は、その代表的なものである。また、松川を米沢藩専用水路とみなしている例として「（前掲）上杉弾正大弼様御物成米之儀、同御領内松川通小川之内ハ小鶺飼御手船ヲ以、酒井大学頭様御領内左沢迄御川下被成（下略）」（寛政三年「御吟味ニ付奉申上候書付」『大石田町誌』資料編四二六頁）等をあげることができる。
- (4) この点に関して、横山昭男氏前掲論文四五～四七頁、「近世中期における米沢藩財政の構造―明和・寛政の改革期を中心に―」（『山形大学紀要』人文科学第七巻第三号）五九～六一、七〇頁、藩政史研究会編『藩制成立史の総合研究米沢藩』が詳細な解明を行なっている。
- (5) 前掲『大石田町誌』資料編所収「米沢御用米御川下先年被仰聞通興行違候ニ付御雇船願書指出候留」は、この点に関する貴重な史料を提供している。

近世の五百川地域は、慶安元年以来、松山藩左沢領に属し、その概要は第一図や第一表にみる如く松川の縁に点在する「山かた困窮」「御年貢金納」の⁽²⁾小村であった。しかし、こうした小村が米作の低生産性にもめげず高率の金納をなしたしたのは、それなりの理由が存していたといわなければならない。

理由の一つは、松山藩の奨励策に支えられた領主的商品生産物たる漆・青苧・蚕の比重の大きさにあったと思われる。中でも、五百川地域の青苧は、最上青苧の代表的特産物として、天保年間には一八〇駄（三六貫目造り一駄として）の集荷量に達したといわれている。⁽³⁾「大概書下」にも殆どの村に「農業の間に男者薪を取、女者太布を織、青苧作り出す」の記載がみられ、高額の設定納青苧役が割付されていたこともそれを裏づけているとみてよいであろう。

もう一つの理由を、松川水運を介した米沢

最上川上流における水運の一考察——鈴木

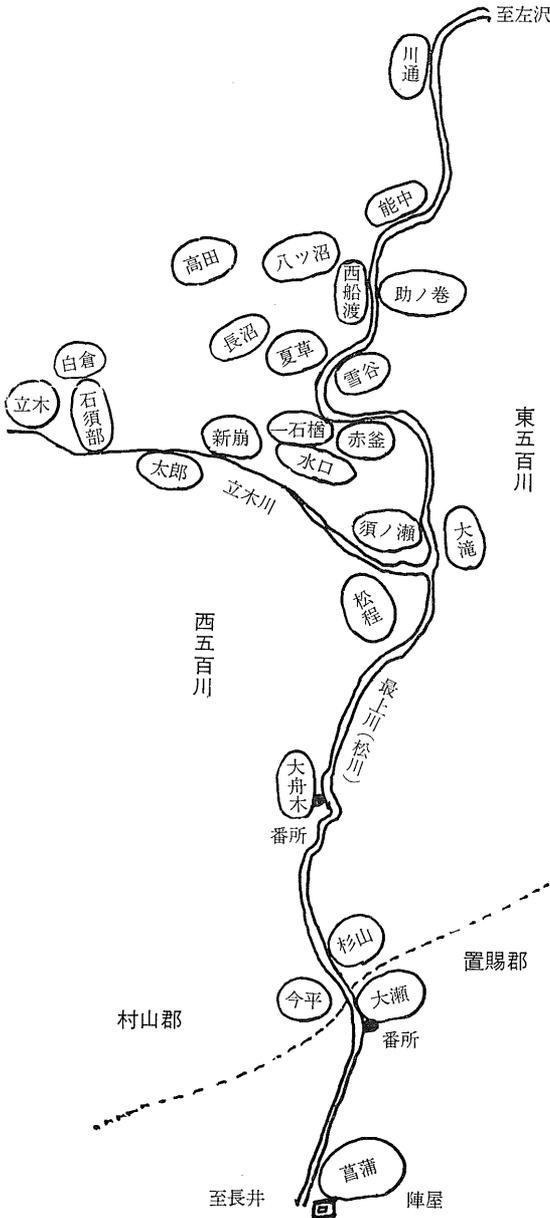
第1表 五百川各村高・家数・人数

村名	村高	田	畑	家数	人数	免
能中	166.0743	町反 6.3	町反 2.1	20	114	0.46
八ツ沼	832.6610	32.8	9.7	82	398	0.54
西船渡	132.2253	5.8	0.2	18	83	0.37
夏草	96.9607	3.3	2.3	13	55	0.55
新崩	41.9876	1.3	0.9	8	28	0.40
赤釜	52.0593	1.7	1.5	9	41	0.43
一石橋	80.7655	2.6	2.1	10	43	0.455
水口	195.8895	7.2	3.7	30	120	0.43
須野瀬	56.9400	1.6	1.8	9	33	0.41
大舟木	119.9967	3.0	3.6	29	154	0.565
今平	49.7545	1.7	0.9	26	94	0.54
高田	61.3222	2.4	0.8	11	60	0.58
長沼	117.7098	3.7	2.8	20	80	0.555
石須部	50.5135	1.5	1.3	14	61	0.535
白倉	91.7402	3.0	2.0	26	89	0.35
川通	114.7186	4.8	1.6	25	120	
西巻	60.6329	2.4	0.7	6	34	0.465
東巻	104.8549	3.9	1.6	13	66	0.455

(注) 天明七年「出羽国村山郡村々様子大概書下」により作成

第1図

五百川略図



藩と五百川農民との結合関係に求めたいと思う。それは、米沢藩が蔵米や蔵芋の川下げを実施するに際し、川筋の農民に綱手道と普請労役を課し通船路を確保したいという領主の意図と、その意図に奉仕させられながらも、可能な限り自らの利益を図ろうとする農民の対応関係でもあったといえる。

したがってここでは先ず、米沢藩が松川通最上川水運に乗り出してくる理由とその推移を概観しておこう。

松川の普請（元禄・宝永期）

米沢藩が蔵米や蔵芋等の松川通最上川下げを実施するのは、元禄五年、米沢藩御用商人西村久左衛門が荒砥・長崎間の普請をした時からである。

普請の目的は奈辺にあったか、西村の「普請願」⁽⁴⁾によれば、「御私領新砥⁽⁵⁾より最上長崎迄川筋難所普請仕、御領三万石御上米御請申舟積仕度奉存候」が第一の目的で、それが成就することによって「米沢々江戸御台所米舟積被仰付可被下置候、左様に御座候へは御米在々々直に船場出仕、米沢江持参不申処、御百姓余慶に可罷成奉存候」「諸事商物、舟に而御入国下直に罷成、御国の窶に可罷成与奉存候」というものであった。

ここで「御領三万石」とは、屋代郷のことで、屋代郷は寛文四年に天領となり米沢藩預地であったが、元禄二年以降は直轄地として、柘殖代官が支配していた。屋代郷城米は板谷又は新宿越え、荒浜から海路江戸へ輸送していた。西村は、松川通最上川水運の利用によって、その城米の江戸輸送を請負うために、荒砥・長崎間の普請をしたいというのである。そして、普請が成就すれば、天領屋代郷城米だけでなく、米沢藩江戸屋敷用米の領内船積みが可能となり、農民の負担が軽減され、領外物資購入も有利に展開することを強調しているのである。

この理由づけは、寛文年間から定法を持つ幕府主導の最上川水運に、西村と米沢藩が割り込むための口実に外ならなかった。

そして西村の真のねらいは、米沢藩蔵米等の中央市場搬出にあったことは容易に想像される。なぜなら、当時、米沢藩を取り巻く情勢は、次のように指摘されているからである。⁽⁶⁾即ち、交通の便に恵まれぬ米沢藩は、市場の狭隘さ故に、領内での米価が極めて低廉で、蔵米等を陸送によって酒田や中央市場に輸送しても、多額の収益を期待できなかつ

たこと。加えて西廻海運が整備されるに伴い、最上川水運が一段と活況を呈し、米価が騰貴したため、米沢藩蔵米を水運利用によって酒田や中央市場に出しても採算が合うまでになつていったこと。以上が米沢藩をして、蔵米等の中央市場搬出のための独占的輸送路確定に踏みきらせた。しかも、それが、西村の遠隔地商人兼城下町特権商人としての意図と合致し、荒砥・長崎間の普請に着手させるに至った。

西村による屋代郷城米等の請負輸送は、いかなるものであったか、「岩瀬覚書」⁽⁶⁾に詳しいがここでは触れない。ただ西村が請負輸送に携わった期間が比較的短かく、宝永七年には「故あり召放され」⁽⁷⁾、船四十八艘船具共、米沢藩に没収されてしまう。この点について、横山昭男氏は「彼（西村：筆者）は藩権力との直接的な結合をもって、米沢青苧あるいは年貢米の上方及び江戸への独占的販売権を掌握してきたが、寛文期以降、とくに元禄期を境に、米沢領内および奈良市場に進出した新興商人との競争が激化するに従い、藩に対する多額の負債が返還不能となり、藩がかかる旧特権商人との絶縁を決心するところに起きた問題」と指摘されている。

藩営輸送への移行（宝暦・安永期）

宝永七年を境に、米沢藩蔵米等の最上川下げは、藩営となるが、この元禄・安永期にこそ藩の輸送体制、中でも松川通りの整備が進行する。即ち、糠野目・宮・菖蒲（正部）・左沢の河岸建設並びに宮・菖蒲・左沢への陣屋設置等がそれである。特に菖蒲には陣屋を置き、それに米穀や青苧を収納する倉庫二棟や船倉・造船所を附属させると共に、船の発着に必要な掘場さ

第2表 米沢藩蔵米の最上川下げ量 (単位俵)

	元禄9年	正徳3年	明和2年	天明2年	寛政3年	享和元年	文化6年	文政8年
沖出	10,648	27,000	2,541					
蔵元入	1,544		17,130	10,000	16,082	7,868	約16,400	13,581

(注) 元禄、正徳年間は雑穀も含む。「最上川舟運の展開」横山昭男氏執筆（『山形市史』中巻近世編第26・29表等より）

え設けている。⁽⁹⁾ 彼らが、松川通りの松山藩左沢領にどうかかわったかについては後述する。

ところで、「鶴城叢書」(国政談の項)⁽¹⁰⁾には、当時の船が次のように説明されている。「(前略)むかし京都の西村というもの、菖蒲村くる滝の岩を切りて通船を始め候より、今以って年穀の運びよろしく候。然るにその頃の舟をひらだといけるを、宝曆のころ也、森平右エ門小鶺飼舟の事に心をくだき、猶又通船の運びよろしく相成り候(下略)」

(傍点…筆者)

即ち、元禄から宝曆にかけては「ひらだ」が利用されていたが、宝曆年間に森平右衛門の努力によって小鶺飼舟が導入され、通船の便が一層良くなったというのである。

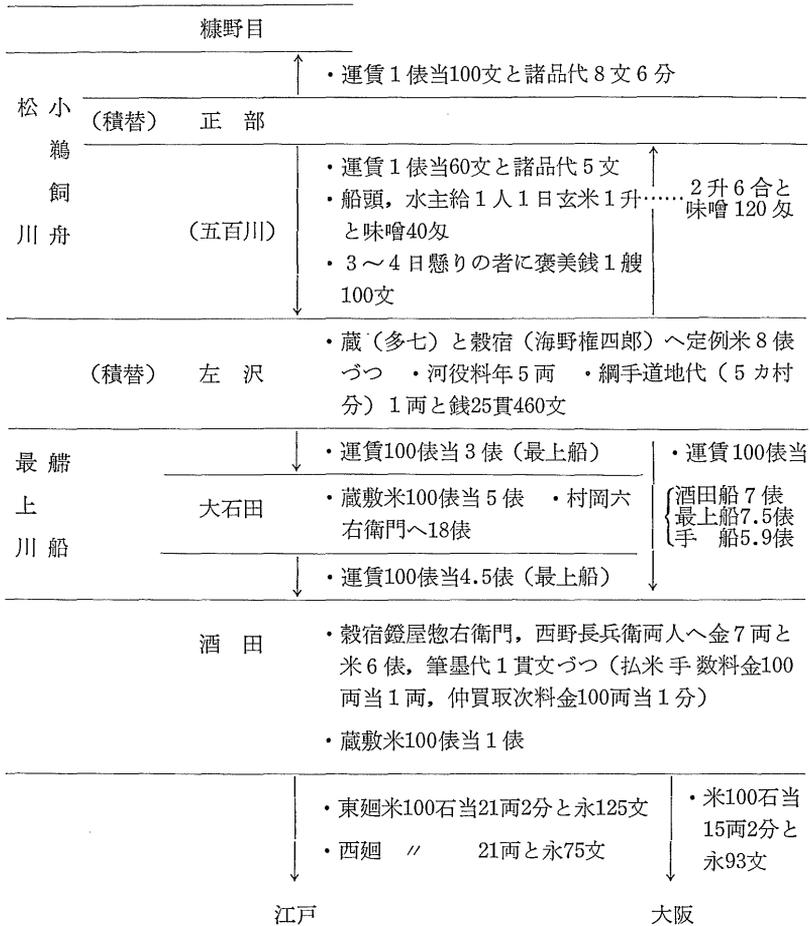
時を同じくして、宝曆三年米沢藩は、近頃最上川筋に船が不足し、江戸屋敷用米の輸送が差支えることを理由に、手船六艘の造立を幕府に願ひ出ている。そして、造立した手船六艘を大石田に預け、運上米その他諸掛りは定法の通り町船同様に差出すことを条件に許可されている。⁽¹¹⁾

以上は、何を物語っているのだろうか。

確かに最上川船数は減少し、⁽¹²⁾それが米沢藩の蔵米等川下げに影響を及ぼしたと思われる。即ち、第二表で米沢藩の蔵米川下げ量をみれば、元禄から正徳にかけて増加する傾向にあり、しかもそれらの大部分は沖出しであることが伺われる。これは、中央市場たる上方等へ蔵米を移出し、藩の財政収入をふやそうとする米沢藩の廻米政策を、端的にあらわしていると思われる。そのためにこそ米沢藩は、町船依存から、能率的な小鶺飼舟を採用し、手船への脱皮を図り、輸送手段を強化したのであろう。そして、これこそが藩営輸送の眼目であったと思われる。

なお、この頃の事情を物語る史料に「要情秘録」⁽¹³⁾があり、それによって糠野目・酒田間の運賃等の定法を图示すればおおよそ第二図のようになる。

第2図 米沢藩を中心にした松川・最上川通船定法 (宝暦・安永期)



(注) →通船路を示す。「要情秘録」により作成

即ち、松川―小鵜飼舟、最上川―漕船の区分があり、米沢藩関係の積荷は、左沢で積替えねばならなかった。したがって、中継河岸左沢には、米沢藩陣屋が設置されていた。中継河岸という点では正部・大石田も同様であり、左沢は海野権四郎、大石田は村岡六右衛門、それに酒田は鑑屋惣右衛門・西野長兵衛が蔵宿に任命されている。更に、運賃は酒田・左沢間で、酒田船は七俵、最上船は七・五俵に対し、手船は五・九俵と安価であり、米沢藩の手船造立策もうなづけるものがある。

手船増造（天明・寛政期）

宝暦・安永期以降、米沢藩は輸送力強化のために手船造立策を更に推進し、最上川船差配制度に少なからぬ影響を及ぼしてくる。⁽⁴⁾

先ず、天明二年には小鵜飼舟を最上川本流に乗下し、その定法無視が問題となっている。⁽⁵⁾更に、天明八年「漕小鵜飼船等拾艘増造致度段」願い出ている。一〇艘増造の理由は、天領屋代郷が、荒浜から酒田に湊替になったため米穀の川下げ量が増加し、このままでは町雇船の入手も困難で、城米や米沢藩江戸屋敷用米の輸送が差支えてしまう、というものであった。次いで、三年後の寛政三年、再度「新規綿貳拾艘増」を願い出ている。理由は、天明八年の一〇艘増造と殆ど同じで、やはり、町雇船の不足による天領屋代郷城米並びに米沢藩江戸屋敷用米輸送の差支えを挙げている。

結局、元禄五年以来の、城米並びに江戸屋敷用米輸送という大義が手船増造願にも活用され、天明八年の一〇艘増造及び寛政三年の二〇艘増造が承認されている。

一見強引とも受けとれる米沢藩の手船増造策を支えていたものは、一体何んであったのだろうか。

寛政四年の「樹畜建議並衆評」の中で六郎兵衛は、その事情を次のように説明している。藩内の米の生産量が増加す

るのは米価が高いからである。米価を高くするには四境との輸送の便を図る必要がある。輸送の便が良くなれば、手余地の耕作等にも自然と心力を尽し、生産量が増加するのである。そのために、四境との輸送の便を良くする方策をたてなければならぬ。

米沢藩の米穀増産計画は、輸送手段の強化策に支えられたものであり、その線に沿って手船の増造計画が進められていたのである。この点についてより深い意味から横山昭男氏は、「米沢藩手船増造は寛政改革の一環としての領主的米穀輸送強化策」であつたとの見解を述べておられる。

後期の水運史料

手船を中心とした米沢藩の藩営輸送が、その後どのように展開するか、今のところ明確にはなしえない。しかし「鑑谷家文書」⁽²⁾が、一つの手がかりを与えてくれそうな気がする。

その詳しい分析は、今後待つとして、ここでは文久三年、酒田湊における蔵米の水揚高とその処分問題にふれておこう。

先ず、第三表(1)から明らかになる点を列挙すれば、次のようになる。

蔵米の川下げは、二月中旬の一派から七月初の三派まで、比較的長期にわたって実施されている。酒田着の周期は三十五日前後で、左沢からの輸送と思われる。船数と米俵数から勘案して、一艘二二〇俵積前後の四人乗船となり、それが各派とも二〇艘規模で輸送に当たっている。積荷は、二〜四月にかけて蔵米が中心であり、後に蔵芋が加わってくる。

更に前掲第二表と合わせ考えると、蔵米川下げ量は、一万俵前後に固定化する傾向をみせている。また、上乘や将乗の構成も固定的で、寛政期以降強化された手船による藩営輸送体制が、文久年間まで持続されてきていることを感じさ

第3表(1) 米沢藩蔵米(苧)の水揚高(文久三年)

	酒田着月日	上 乗	将 乗	船数	米	青苧
壹 派 目	月 日 2・15	船山 寿平	与 蔵	4 艘	920 俵	—
	〃	原芳 治郎	藤 次	4	920	—
	2・16	山崎条五郎	甚 六	4	1,069	—
	2・22	高橋 久蔵	伝九郎	(4)	920	—
	3・4	船山 寿平	竹治郎	4	920	—
小 計					4,816	
二 派 目	3・19	山崎条五郎	与 蔵	4	880	—
	3・21	船山 寿平	藤 次	4	880	—
	3・24	原 芳治郎	左 吉	4	1,056	—
	4・8	高橋条五郎?	伝九郎	4	856	—
	4・11	原 芳治郎	竹治郎	4	856	—
小 計					4,528	
三 派 目	5・3	船山 寿平	与 蔵	4	696	80 箇
	5・25	山崎条五郎	藤 次	4	696	80
	6・2	原 芳治郎	左 吉	4	910	90
	7・2	高瀬宗四郎	伝九郎	4	720	80
合 計					12,366	330

(注) 「米沢御用帳」(鐙谷家文書『酒田市史』資料篇四)より作成

せる。

ここで、米沢藩手船関係にのみ見られる

「将乗」について言及しておこう。第三表

(1)の将乗は、次のように記されている。

文久三癸亥年

上乗 船山寿平殿

二月十五日着 将乗与蔵達

一、米九百式拾俵 四艘積合如上

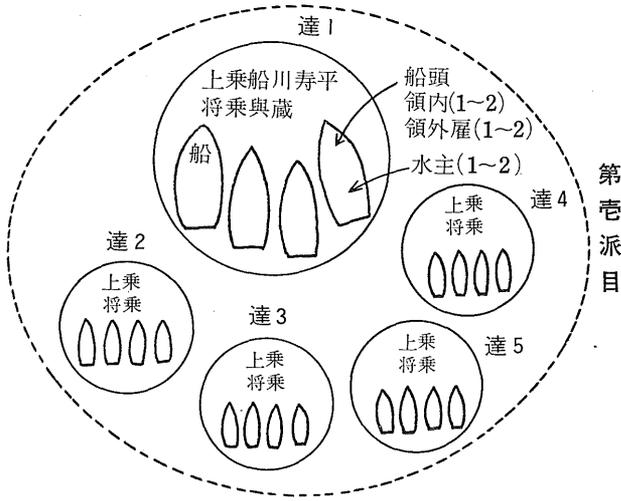
(以下略)

また、『荒砥町誌』安政五年「御請状之事」⁽²⁾に「達頭将乗は下知を相守於左沢登船相滞申間敷候」という一項があり、六名の将乗と平船頭中(二〇名)が、正部陣屋に差出した形式になっている。六名の将乗とは、民助・吉左衛門・運蔵・源吾・左十・

波助である。

以上から、米沢藩手船にみられる「将乗」は、「直乗」と違い、「達」(屋内)の頭船頭であり、藩差廻しの上乗が積荷の管理にあたるのに対し、船頭・水主の監督者であったと思われる。これらを図示すれば第三図のようになるであ

第3図 米沢藩手船の達



ろう。

即ち、各派共、およそ五つの達からなり、一つの達は艀四艘で上乘一人、将乘一人、船頭八〜一〇人、水主四〜六人程度の規模であったと推定される。

しかも、第三表(1)の将乘と『荒砥町誌』のそれとは、安政と文久という比較的接近した年代にありながら、共通している者が一人もない点から、第三図の最上川―艀におけるような構成が、松川―小鵜飼舟にもみられ、夫々専門的に、最上川と松川に分かれ通船していたものと考えられる。ただ、松川では領内かその付近の通船のため、達が一つ一つ独立し、将乘が全責任をとったものらしく、上乘は見当らない。(後掲第五表参照)

ところで、酒田湊に到着した米沢藩の蔵米や蔵苧は、一旦蔵宿鏡谷に収められたが、それがどう処分されたか、蔵米を中心とした第三表(2)で考えてみよう。

それが、尾関又兵衛・内匠屋七右衛門・工藤七左衛門の三名に集中している。中でも、尾関は四千八〇〇俵余を払受けているが、それは、尾関の「米沢藩新潟廻米蔵宿」の機能と関係していると思われる。こうして、払米代金八千四二六両余を受け取るが、支出をみると、その約八五%が本正(本間正三郎)に支払われている。そして、収支勘定で三十

第3表(2) 米沢藩蔵米の処分 (文久三年)

収 入	俵	両 歩 朱	文
尾関 又 兵 衛 払米	4,845	3,235.3.1	†559
内匠屋七右 門 //	3,633	2,362.1.0	†852
工藤 七左 門 //	1,900	1,381.3.1	†153
奥村 七三 郎 //	986	684.2.2	†401
玉屋 久右衛門 //	932	651.2.3	†388
越後屋 長次郎 //	255	121.1.2	†343
あら町 増 山 //	13	5.3	†178
本 間 信九郎 //	3	1.1.1	†133
⊕ 店 方 //	6	2.2.2	†267
計	12,573	8,426,2	†274

支 出			
本 正 殿 預	6,828	兩	251 文
鑑 屋 預	873	3 歩 5 朱	51
小屋 十右 門 渡	40		
増 山 氏 渡	200		
(清水)小屋利兵衛渡	50		
村 岡 喜 八 渡	100		
役 所 上 納	334	0 3	42
計	8,390		2 † 344
他に鑑谷より(塩代分預等にて)上納 907兩			

(注) 第三表(1)の水揚高と計数に不合がある。文久三年「米沢御用帳」(鑑谷家文書『酒田市史』史料篇四)より作成

かもその代金の殆どが、本間家への返済にあてられている。これは、米沢藩財政が本間家を中心とした商業資本へ、強く依存していたことをあらわすのではなからうか。

- (注)
- (1) 天明七年「出羽国村山郡村々様子大概書下」(松山町教育委員会蔵)近世のおおよその姿をあらわしていると思う。
- (2) 今田信一氏「左沢酒井藩領の青苧専売制」(『山形史学研究』第七号)一〇三頁

六兩余の黒字にみえるが、支出中に鑑谷からの臨時上納分を数えると、蔵米の収支は八五〇兩余の赤字となってしまう。勿論、史料的に不備で、蔵米だけでなく蔵苧をも含めた全体の収支をみなければならぬし、他の蔵宿西野長兵衛との関係もあるが、第三表(1)(2)からは、一応次のように推測されそうに思われる。即ち、文久三年における米沢藩の蔵米川下げは、酒田湊商人への払米が中心であり、し

- (4) 元禄五年「川通普請留」(『山形県史』巻二)四八八～四九二頁
- (5) 『藩制成立史の総合研究』第五章「城下町の機能と領域市場」(横山昭男氏執筆)六四〇～六八七頁
- (6) 元禄七年『山形県史』巻二 五一〇～五一二頁
- (7) 『山形県史・鶴城叢書下』(背曝の項)六五頁
- (8) 前掲『藩制成立史の総合研究』(横山昭男氏執筆)五九五頁
- (9) 長岡規矩雄編『荒砥町誌』二五一～二頁
- (10) 前掲『山形県史・鶴城叢書下』七〇六頁
- (11) 『西村山郡史』四巻 五六～七頁
- (12) 梅津保一氏「近世後期における最上川水運の諸問題」(『山形県の考古と歴史』所収)二三八頁によれば最上船数は元禄一六年二九二艘、享保六年一九〇艘、宝暦十一年二二〇艘となっている。
- (13) 前掲『山形県史・鶴城叢書下』六四一～二頁
- (14) 横山昭男氏「近世中期における最上川水運の一考察」(『歴史の研究』第一〇号)四五～七頁
- (15) 長井政太郎氏『大石田町誌』資料編二三七頁
- (16) 寛政三年「柴橋御役所ニテ五ヶ分御寄合ニテ御吟味并御窺御吟味書写」(前掲『大石田町誌』)四二五頁
- (17) 天明七年「乍恐以書付奉願上候御事」(下和田村文書)梅津保一氏より借覧
- (18) 寛政三年「御吟味ニ付奉申上候書付」(前掲『大石田町誌』)四二七頁
- (19) 前掲『山形県史・鶴城叢書下』七五五頁
- (20) 同氏、(14)論文四六頁
- (21) 『酒田市史』史料篇四に、文政元年(?)「米沢御米勘定入」、文久三年「米沢御用帳」、慶応元年同等が所収されている。
- (22) 前掲『荒砥町誌』二六〇頁
- (23) 「諸事控」山田家文書(前掲『酒田市史』史料篇四)一一四頁

米沢藩の松川通最上川水運利用は、前節でみたように、藩内の情勢と手船造立の關係を中心に、ほぼ四期に区分できそうに思われる。

このことが、松川沿岸の松山藩左沢領の村々に、どのような影響を与えたか、米沢藩の左沢陣屋設置並びに通船路確保策とそれに対する五百川農民の対応を中心に考えてみたい。

米沢藩左沢陣屋

米沢藩が、最上川と松川の合流点左沢河岸に、陣屋を設置したことは前述した通りである。ここでは、その陣屋設置前後の事情を、次の二つの史料から考えてみよう。

地所借請申事⁽⁴⁾

一、米沢上米江戸御廻米隨而酒田表江御払米最上川下ヶ被成度御評判之所、野生罷下り川筋切開き通船自由ニ相成申
 ニ付、私御受負^(借)ニ而御下米取量居候ニ付、其初当御陣屋之儀ハ御手許地所ニ御座候得者、抱地ニ而借請仕陣屋蔵所相建候得共、当所不案内之私、船頭名主等相雇候ニも都而不勝手故、貴殿相頼大舟木口通り判等、何儀ニよらず御頼いたし候、御通船無滞相始ル^(ハ)、尤私川切開キ候訳、最上領御領私領共ニ御領主ノ御使者を以、御頼之訳江戸表江之御頼書、正部陣屋ニ有之、右地方借請申候所実正ニ御座候、為後日之依而如件

元禄五年正月

西村久左衛門

④

これは、「屋代郷城米江戸廻米並びに酒田払米を、西村が請負輸送することになった。それにつけても左沢陣屋や蔵が必要で、そのため海野権四郎家の所有地を抱地として借り受けた。また、不案内の土地柄であるから、船頭雇、大舟木口番所への通判等の世話もあなたにお願いしたい。」という意味である。

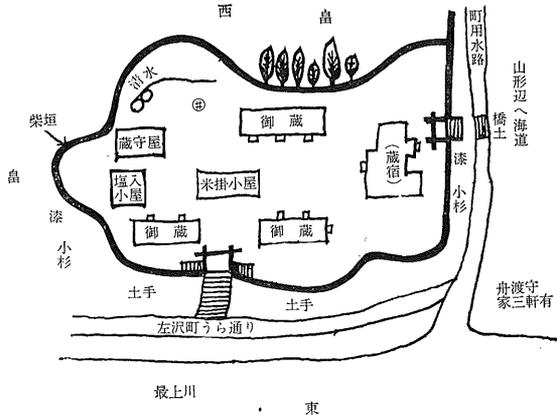
元禄五年正月は、西村が松川通り普請願いを差し出す半年以前であり、陣屋や蔵の設置等、松川通普請直前の様子を物語る貴重な史料である。

もう一つの史料は、第四図にみる如く、宝永八年「米沢藩左沢陣屋絵図」⁽²⁾である。図によれば、東西二〇間、南北四〇間、約八〇〇坪の抱地に、穀宿(役所を兼ねたと思われる)海野権四郎家、蔵三棟、塩入小屋、蔵守屋が並び、中央に米掛小屋が配置されている。河岸に面する東正面には、冠木門があり柴垣が周囲をめぐっている。蔵は梁間三間、行間一〇間、高さ一丈二尺程度で、外に、塩入小屋がつくられている。また、米掛小屋は後の史料で「斤梁小屋」となっており、ここで貫目改めをした上で、米塩等が収納されたものである。以上、陣屋の概要を知りうるが、ここで注意しなければならぬ点は、元禄五年の西村の史料と宝永八年の絵図との関連についてである。

他の史料に「拙者(海野権四郎：筆者)先祖所持之舟屋敷絵図面差上置候通、宝永年中御抱地ニ被為成候ニ付、御国元之町米ニ而式拾俵ツ、年々被成下、御陣屋守被仰付御給銭壹ヶ年分三拾貫文、外ニ御手当金式歩ト式百文ツ、被成下、居宅之儀者御入料を以御補理被成下、御舟御用出情相勤罷在申(下略)」⁽⁴⁾とある。

以上から、米沢藩左沢陣屋(舟屋敷ともいった)は、元禄五年から宝永にかけ西村の手によって建築・整備され、絵図のようになったが、宝永七年、西村の請負輸送から藩営輸送へと移行する際、米沢藩に接収されてしまう。したがっ

第4図 米沢藩左沢陣屋略図



(注) 海野権四郎家所蔵絵図による。

て、先きの絵図は、米沢藩が陣屋を接收するに当って、大庄屋に差し出させたものである。

同時に米沢藩は、海野権四郎を陣屋守に任命し、地代として年に町米十二俵、給銭年に三〇貫文、手当米金式歩ト式百文を支払っている。

この左沢陣屋に、米沢藩は陣屋役を派遣し、時には横目を巡視させている。

その外、陣屋に雇われ河岸の荷役労働に携わった丁持がいたが、「宝暦年中拙者共祖父代始メテ水揚丁持となし奉願上、御陣屋下タ川岸ヲ御米壹俵ニ付水揚銭三文ツ、ニ而御蔵入仕来り候(下略)⁽⁶⁾」とある点から、丁持が左沢河岸に登場してくるのは、宝暦頃だと思われる。

また、丁持の出身階層は、「御運送中ハ他領江手間取りニも不被罷出、勿論自分田作等も手一ツぱいニ仕込ミ候事も今以不相成⁽⁶⁾」とあるように、農作業の傍、他領へ手間取りに出かける貧農層であったとみてよい。

先きにみた如く、宝暦年間、米沢藩は、手船六艘を造立し、松川に小鵜飼舟を導入している。それと共に、小

(裏書)

表書絵図之通西村久左衛門抱屋敷ニ而此高六斗五升五合御帳面相違無御座候 以上

町大庄屋

宝永八年二月

海野権四郎 判
芳賀勘兵衛 判

最上川上流における水運の一考察——鈴木

鵜飼舟と艀の通船区分が確立し、左沢が中継河岸として栄えてくる。これが、輸送物資の積替え業務専門の丁持が誕生してくる背景であったと思われる。以上を要約しておこう。

① 米沢藩左沢陣屋は、西村の手によって元禄期に原型が出来上り、宝永七年以降の藩営輸送、宝暦年間の手船造立や小鵜飼舟の導入、丁持の登場などを経て、一層整備されてきた。

② 米沢藩左沢陣屋の機能は、積荷の中継・保管にあった。そのため米沢藩は、横目や陣屋役を派遣し、彼等に陣屋守・蔵守・船頭を監督させ、円滑な通船を図ろうとした。

③ 陣屋守には、松山藩左沢領内の有力者を任命し、彼に、水揚された物資の保管や蔵守・丁持の指図をさせると共に、通船路付近の農民との連絡、利害調整に当らせた。

通船差配役

五百川地域は、左沢陣屋と正部陣屋のほぼ中間、米沢藩と松山藩左沢領の境目に位置し、松川水運上、いくつもの難所を抱えていた。

したがって米沢藩は、ここに通船差配役を置き、通船条件の整備を図ろうとしたことは当然である。

通船差配役の任務は、「船子雇方并川通綱手切道或者川行魚梁仕掛難場差障り相成分、其外不時之難破舟都而御差図有之刻者、紛骨碎身を儘候而御指支等無之様取斗仕」というものであった。即ち、大別すれば、「船子雇」と「通船の差し支えをなくすこと」であり、後者には、綱手道の整備、魚梁等の除去並びに難破船の処理等が含まれていた。

また、松山藩左沢領大舟木口番所へ差出す通判の作成も、重要な任務であったらしく、次のような通判雛形が見受け

られる。

覚⁽⁸⁾

一、小鵜飼船 何艘

船子何十何人

右者米沢様を毎年之通川御普請ニ而乗下申候処、今般登船ニ付其御表御改御通可被下候 以上

何ノ何月何日

佐所長兵衛

大舟木口御番所

文言には二通りあり、別の文言では右の「川御普請」が「出米積下」となっている。

更に、蔵米の川下げ中濡米が出ると払米にするのが通例で、その取り扱ひも、通船差配役の任務であった。しかし濡米の払下げは臨時的なもので、外に、五百川の農民は、夫食米として、米沢藩に毎年のように払米を要求している。払米の値段は「酒田相場」を基準にし、それより運賃や小川送り銭を差引いた「左沢表値段」によったが、左沢の米価は酒田に比して、一〇兩当り九俵前後安かったようである。⁽⁹⁾この場合、通船差配役は米相場を念頭において、米沢藩と農民との仲立ちをするのが常だったから、蔵宿の性格も備えていたとみてよい。

以上、五百川地域にみられる米沢藩通船差配役は、船子雇と通船のために障害物を除き、その安全を確保する任務を中心に、米沢藩と五百川農民との仲介役となっていた。この意味では、最上川本流の舟差配役と趣を異にする。⁽¹⁰⁾

一石檜村の佐竹長右衛門（長兵衛）は、代々通船差配役を勤めているが、始期は、佐竹が大庄屋になった宝永・正徳期と推定される。

なぜなら、左沢陣屋守の場合もそうであったように、米沢藩は松山藩左沢領の大庄屋役の者を利用して、通船路を確

保しようとしているからであり、また、西村の請負輸送時代には「川筋世話人」⁽⁴⁾がおり、宝永年間以降、藩営輸送となつてからは、それが「通船差配役」と改称されたふしが見受けられるからである。

綱手道

五百川一帯は、松川通最上川水運上、曳船地域であり、登船に際し曳き登る必要があつたため、沿岸には綱手道がつけられた。宝永四年の史料によると、能中村百姓与三郎が、

一、川原上下地崎八丁除横三間漆木式拾本

一、銚子口上下式百六拾三間露切道下

一、家之下式丁拾五間横三間ぞう木五拾本

の三カ所を、川筋世話人鈴木権三郎を通じ、金一〇西で正部陣屋へ売払っている。宝永四年といえ、藩営輸送に移行する直前で、綱手道の整備状況を示している。綱手道には、このように米沢藩が買上げたものと、借上げて地代を払つたものとの二種類あるが、川の沿岸は共有地が多い関係から、後者が大部分であつたように思う。(第四表「地代」参照)

綱手道は、川欠や雪害にあり、また草木の繁茂等、整備・修復が大変なものであつたと思われる。そのため米沢藩は、通船差配役に命じ、年々川筋の村々から人足を差し出させ、その普請にあたらせている。

第五表によると、安永から天保にかけて、定例の人足は一八五人、賃銭は一四貫八〇〇文(一人当り八〇文)と固定されている。地代や他の諸経費の場合も同様であつた。

しかし、天明七年には、「去冬大雪ニ付、当春綱手道別而欠落、勿論田畑之障り罷成山押所々」⁽⁴⁾との理由から、増人足が課せられている。また、天保二年には「酒田下米御延引被遊候ニ付」⁽⁴⁾、人足・地代・諸経費共に、半減されている

第4表

綱手道の人足・地代

最上川上流における水運の一考察 — 鈴木

		年	安永7年	天明7年	(同年増人足)	天保2年
村名						
人	川通村		25人	25人	13人	
	能中村		27	27	17	
	赤釜村		30	30	19	
	須野瀬村		2	2	—	
	松程村		2	2	31	
	大舟木村		40	40	18	
	助野巻村		18	18	16	
	雪谷村		—	—	13	
	宇津野村		41	41	22	
	小計			185 14貫800文	185 14貫800文	150 12貫
地	水口村		5貫		5貫	} 8貫680文
	赤釜村		—		2. 500文	
	一石檜村		5		5	
	大舟木村		3. 500文		3. 500	
	松程村		4. 500		4. 500	
	雪谷村		760		760	
	宇津野村		300		300	
	大滝村		2		—	
	助野巻村		3. 500		3. 500	2. 550
	八ッ沼村		—		—	150
代	夏草村		—		—	1. 100
	上宮宿村		—		—	900
	小計			23貫560文	24貫060文	13貫380文
大舟木村綱手橋木代			100文		100文	—
能中村〃			300		300	—
覆角先掛代			880		880	1貫
大滝瀬稻荷祭礼			500		500	1. 500文
舟渡村渡船綱代		2分		2分		1分
差配役給米			—		15	7. 500
水口村松程村桐代			—		1. 500	—
小計			2分ト1貫780文	2分ト18貫280文		1分ト10貫
合計			2分ト40貫140文	2分ト69貫140文		1分ト30貫780文

(注) 「御入料目録」佐竹長右衛門家文書により作成

ことがわかる。その反面通船の安全を祈る大滝瀬稲荷祭礼費が、三倍になつているなど、米沢藩の領主的意図が如実にあらわれている。したがって、綱手道は五百川農民にわずかの現金収入はもたらしたものの、より過重な労役負担をしいたものといわなければならない。

破船と流失米

五百川地域には、赤釜どうき・船渡三階滝・稲荷瀬・大滝瀬などの難所があり、米沢藩の蔵米川下げにあたって破船事故がしばしば発生したものと思われる。(第五表参照) 破船事故に際し通船差配役は、流失米捜索のため付近の村々から人足を頼み、ある程度の出俵をみるまで努力を続ける。その様子は、陣屋に詳しく報告されているが、その記録をもとにここでは、「嘉永六丑正月十三日、舟頭若次稲荷瀬ニ而大破舟、蔵米四拾俵外ニ町米拾俵俵都合五拾俵表残らず流失」⁽⁶⁾一件について考えてみたい。

第五表からもわかるように、舟頭若次の舟が稲荷瀬で破舟し、蔵米四〇俵、町米十一俵が流失すると、通船差配役は、それを捜すために二十九名の人足を頼んでいる。外に、小舟二艘を使用し、左沢陣屋の大横目など三人の役人並びに付近の名主達の見廻を受け搜索したが、その日は

第5表 破 舟 処 理

年 月 日	将 乗	舟 頭	場 所	流失物	人足数	費 用
文化 8. 3	文 治 郎		三階滝		13人	1貫300文
〃 9.11. 5	十 吉	利 作	どうき瀬		31	
〃 10. 4. 7	左 沢 新 蔵	左 沢 七 蔵	地 蔵 淵			金3分ト360文
嘉永 6. 1.13		若 次	稲 荷 瀬	蔵米40俵 町米11	29	
安政 7. 2.16	浪 助	小 四 郎	とう木瀬	蔵米65	22	
文久 2. 4.10	伊 平	三 之 丞	能中新築室	〃 45	5	
〃 3. 2.26	運 蔵	左 十	三 階 滝	〃 50		
〃 4. 4.13	吉左衛門		〃	〃 47	43	

(注) 「御用留」佐竹長右衛門家文書により作成

「壹俵も相見へ不申」という結果に終っている。その後、「十七日大滝村ニ而蔵米拾五表町米八俵メ廿三俵拾ひ上ケ、其外四カ村ニ而も拾三俵拾ひ上」げていることが判明し、通船差配役長兵衛が出向いてみると、「村方相談之上内々ニ而御取斗可被下様達而願」うので、其旨左沢陣屋に届け出たところ、陣屋からは「御手元様始め名主共、跡ニ而拾ひ上ケ差出候而も、只取上ケハ不致段御断候、続拾ひ人江厚き謝礼とか安払とか、是ハ評判次第と言者ニ御座候得者、訖与謝礼ハ可致候」という返事であった。それを受けて農民は、次のような条件を出している。

「其表数改候処、都合式拾四表罷出候様申出候、然ニ其人足数日数之事ニ候得者、合而三百六拾式人相懸候様、是又申出候、雪風之時節ニ数日相働候事故、諸雑用も多分相懸り候ニ付、甚恐入候得共、耆人ニ付百六拾文ツ、メ五拾七メ九百式拾文被成下度、扱又濡御米壹俵ニ付式貫四百拾三文三分三厘、メ五拾七メ九百式拾文ニ御払被成下、右ニ而双方出入無ニ被成下度奉存候」。結局左沢陣屋が、これを了承する形で落着している。

以上、破舟に伴う流失米が、たとえ見つかった場合でも、農民は直にそれを届け出ることをせず、差配役を通して自分たちの条件を、陣屋に提出し、それが満たされたとき初めて、適当な俵数を申し出る。この史料では、実際三六俵見つかつたにもかかわらず、二四俵と申し出ており、陣屋もそれを知りながら、農民の申し出通り受けとっている。しかも、農民は、数日分の人足代を要求し、その賃銭で、それまで慣例になっていた濡米を全部払い出させ、「双方出入無」という見事な解決をみせるのである。

史料的に制約はあるが、破船事故は川筋の五百川農民に、臨時の現金収入と飯料米を得させたし、米沢藩は、こうした農民に依拠して事故を処理してきた。しかもこの関係は、嘉永年間には、農民主導の下で動いているように思う。

(注)

(1) 大江町 海野権四郎家文書

- (2) 同 海野権四郎家所蔵
- (3) 明治八年「海野家屋敷図」同家所蔵
- (4) 文化元年「以書付奉願候事」海野権四郎家文書
- (5)(6) 文政二年「乍恐以書付奉願上候事」海野権四郎家文書
- (7) 弘化二年「米沢御用留」朝日町佐竹長右衛門家文書
- (8) 天保二年「日記」佐竹長右衛門家文書
- (9) 安永六年「正部御陣屋江年賦上納帳」で、この年は千俵の払米を要求している。
- (10) 文化三年で、「一〇両ニ付酒田壱番値段三拾九俵、左沢表ニ直シ五拾貳俵也」とあり、後期までおおよそ、この値段を中心に上下する。
- (11) 文政年間の「勤書」(佐竹家文書)によれば「宝永正徳年中之頃ニ茂御座候哉、一石檜組大庄屋被仰付勤役仕候由」とある。
- (12) 宝永四年「差上申綱手道代之事」(朝日町佐竹千歳家文書)に、川筋世話人鈴木権三郎の名がみえる。
- (13) 同前佐竹千歳家文書
- (14)(15) 「御入料目録」佐竹長右衛門家文書
- (16) 弘化四年「米沢御用留」佐竹長右衛門家文書

四

最上川上流、松川水運はいかなるものであったか、米沢藩の蔵米等川下げの経過と松川筋の村々を結合させながら、実証しようとしてきた。

その結果、米沢藩の蔵米川下げは、手船の造立を中心にした場合、一応次の四期に区分されることがわかった。

- ① 元禄・宝永期、松川通りの普請、陣屋設置など、輸送条件の整備と西村による請負輸送期
- ② 宝暦・安永期、小鵜飼舟の導入、手船六艘の造立など藩営輸送への移行期

③ 天明・寛政期、船三〇艘増造と藩営輸送の強化期

④ 化政期以降、蔵米川下げ量と輸送手段の固定化

これが、松川筋松山藩左沢領の村々に、どのような影響を与えたか、特に、米沢藩左沢陣屋の設置並びにその構造と機能、通船差配役・網手道・破船を中心に、実証的に考察してきた。

その結果、米沢藩は他藩左沢領内に、陣屋守や通船差配役を任命することによって、農民に労役を課し土地を提供させ、通船路を確保してきたことがある程度明らかになった。同時に、農民たちは、米沢藩の通船に貢献していることを背景に、金銭と払米を手にしてきたことも、やく明らかになった。

しかし、米沢藩の経済構造と水運の利用とのかかわり、松山藩独自の蔵米川下げなど今後の課題としたい。

付記 小稿をまとめるにあたって、工藤定雄先生、横山昭男先生並びに梅津保一氏には、一方ならぬお世話をいただき、感謝申し上げます。